

平成29年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その4)

目 次		
番 号	件 名	ページ
定 県 第 85 号 議 案	損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について	1

損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について

神奈川県は、[REDACTED]の提訴に係る損害賠償請求訴訟の判決に対して、次のとおり控訴の提起（上訴を含む。）をするものとする。

1 訴訟当事者

原告
[REDACTED]

被告

神奈川県

代表者 知事 黒 岩 祐 治

2 控訴の期限

平成29年11月29日

3 控訴の理由

昭和47年2月1日、研修業務の正常な運営を阻害したとして神奈川県知事から減給10分の1、2ヶ月の懲戒処分を受けた原告が、昭和47年3月29日本件懲戒処分を不服として人事委員会に対して審査請求を行ったところ、平成29年3月27日付けで請求を棄却する旨の裁決がなされた。

これについて、原告は、本件裁決が人事委員会規則の適用すべき規定を適用せずになされたこと又は本件裁決に約45年要したこととは違法であり、人事委員会の故意又は過失が認められると主張し、平成29年5月23日神奈川県を被告とする損害賠償請求の訴えを提起し、平成29年11月15日判決の言渡しがあったが、この判決は事実の誤認及び法律判断に誤りがあるものと認められるので控訴するものとする。

平成29年11月22日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

損害賠償請求訴訟の判決に対し、控訴したいので提案するものであります。